



**《会計・税務の知識》贈与税のしくみと税制改正(平成 27 年 1 月 1 日施行分)**

**はじめに**

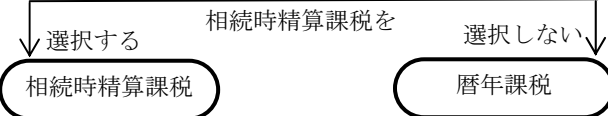
平成 25 年度の税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について改正が行われました。今回は贈与税の基本的なしくみとともに改正内容について紹介します。

**1. 贈与税の基本的なしくみ**

贈与税には大きく分けて「相続時精算課税」と「暦年課税」の 2 通りの課税方法があり、「相続時精算課税」は適用要件を満たす場合に選択することができます。「相続時精算課税」を選択しない場合には「暦年課税」により課税されます。

課税価格  
 (1 年間に贈与により取得した財産の価額の合計額)

(適用要件を満たす場合)



①贈与財産の価額から控除する金額  
**特別控除額 2,500 万円**  
※前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既を使用した額を控除した額が特別控除額となります。

②税率  
 (特別控除額を超えた部分に対して)  
**一律 20%の税率**

③相続税との関係  
 贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。  
 その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します(控除しきれない金額は還付されます。))。

①贈与財産の価額から控除する金額  
**基礎控除額 毎年 110 万円**  
※課税価格が 110 万円を超える場合は、申告が必要となります。

②税率  
 (基礎控除後の課税価格に対して)  
**超過累進税率**

③相続税との関係  
 贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要がありません。  
 ただし、相続開始前 3 年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の時価)は加算しなければなりません。

(国税庁パンフレットより)

なお、受贈者(財産の贈与を受けた人)は、贈与者(財産の贈与をした人)ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告

書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

また、「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

**2. 改正点**

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産にかかる贈与税について以下のように改正されます。

**(1) 相続時精算課税の適用要件**

相続時精算課税を選択するための要件が以下のように変わります。

	改正前	改正後
贈与者	・贈与をした年の 1 月 1 日において <b>65 歳以上</b> の者	・贈与をした年の 1 月 1 日において <b>60 歳以上</b> の者
受贈者	・贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者 ・贈与を受けた時に <b>おいて贈与者の推定相続人</b>	・贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者 ・贈与を受けた時に <b>おいて贈与者の推定相続人及び孫</b>

(国税庁パンフレットより)

**(2) 暦年課税の税率構造**

暦年課税の超過累進税率の構造が以下のように変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】税率	【改正後】一般税率	【改正後】特例税率
200 万円以下	10%	10%	10%
200 万円超 ~ 300 万円以下	15%	15%	15%
300 万円超 ~ 400 万円以下	20%	20%	
400 万円超 ~ 600 万円以下	30%	30%	20%
600 万円超 ~ 1,000 万円以下	40%	40%	30%
1,000 万円超 ~ 1,500 万円以下	50%	45%	40%
1,500 万円超 ~ 3,000 万円以下		50%	45%
3,000 万円超 ~ 4,500 万円以下		55%	50%
4,500 万円超		55%	55%

(国税庁パンフレットより)

直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者に限ります。)については「特例税率」を適用して税額を計算します。

(担当: 山田(章))